

パートナーズ規則集

会費に関するパートナーズ規則

- 1 本規則は、会費の納入および免除の方法ならびに特別会費の内容を定める。
- 2 会費の納付方法
 - (1) 保護者は、通常会費と特別会費のうち月額会費の年間の合計額を毎年1回納入する。
 - (2) 教職員は、通常会費を、毎月納入する。
- 3 会費の免除
 - (1) 校長は、会員の申請により、会費のうち「パートナーズ通常会費」、「教育振興費」、「図書費」、「備品環境整備費」の支払いを免除することができる。なお、免除できるのは次にあてはまる場合である。
 - ア 生活保護法に基づく保護を受けている場合
 - イ 地方税法の規定により市町村民税の所得割が非課税である、または非課税基準額の1.3倍以下である場合
 - ウ 家庭の経済主体をなしている保護者が災害を受けたり、亡くなられた事情によって、地方税法の規定により市町村民税の非課税基準額の1.5倍以下である場合
 - エ 児童福祉法に基づく措置を受け、児童福祉施設に入所している場合
 - オ 校長が特に必要と認める場合
 - (2) 校長は、会員に対して会費の支払いを免除したときは、年1回以上、運営委員会に会費免除の状況を報告する。
- 4 特別会費について
 - (1) 入学一時金として徴収する特別会費の内訳は以下のとおりとする。

ア 特別教育振興費	7,000円
イ 備品環境整備費	3,000円
 - (2) 特別会費の月額会費の内訳は以下のとおりとする。

ア 教育振興費	1,150円
イ 備品環境整備費	200円
ウ 図書費	200円

平成23年（2011年）5月21日制定

会員に対する支出に関するパートナーズ規則

A 目的

本規則は、当会の会員に対し、個別にパートナーズ会計から支出することができる場合およびその具体的内容について定める。

B 慶弔規定

パートナーズに慶弔等の事由が生じた場合は、下の表により慶弔の意を表す。

慶弔等	事由	方法
慶事	教職員の結婚 教職員及び配偶者の出産	金1万円を支払う。
弔事	在校生 在校生の保護者 教職員とその配偶者	献花及び金1万円を支払う。
退職	教職員の退職	金1万円を支払う。 (本会在籍6月以内は半額)
その他	上記以外の事由	その都度、運営委員会の決するところによる。

C 交通費等補助規定

- 1 本会の活動について保護者である会員（以下「保護者」という。）が交通費を負担した場合、本会は、保護者に対して交通費を補助することができる。
- 2 本会が保護者に対して補助する交通費は以下のとおりとする。
 - (1) 運営委員会、指名委員会及び研修会等の参加にかかる交通費については、交通費実費（全額）を運営費より補助する。
 - (2) 本部役員及び本部役員から特に委託を受けた会員が、その企画、遂行のために必要な交通費を補助する。
 - (3) 専門部の活動のためにかかる交通費については、定例会以外の特別の行事等の企画、遂行のために必要な交通費を補助することができる。ただし、交通費補助は、各部の予算内で執行しなければならない。
- 3 パートナース役員が宿泊を伴う研修等に参加する場合、1泊につき3,000円を補助する。

D 講師謝金規定

- 1 本会の本部及び専門部は、パートナーズ活動の一環として、特別の講師等（以下「講師等」という。）を招聘して講演を開催するなどの行事を行うことができる。
- 2 本会の会員が講師等を勤める場合には、ボランティア精神に反しない範囲の金額を寸志として支給することができる。寸志の支給の有無およびその金額については、運営委員会で決する。
- 3 前項の場合を除き、講師等に対しては、運営委員会の決定に基づいて謝金を支払う。

平成23年（2011年）5月21日制定

ボランティア・ファミリーに関するパートナーズ規則

- 1 本規則制定の目的は、ボランティア・ファミリー（以下「ファミリー」という。）がその目的とするボランティア活動を円滑かつ適正に行うことを援助することにある。
- 2 ファミリーの役員
 - (1) 各ファミリーは、役員として代表1名及び会計1名を置く。ただし、必要に応じてこれ以外の役員を置くことができる。
 - (2) 代表は、ファミリーの責任者であって、ファミリーを代表する。
 - (3) 会計は、ファミリーの会計を行い、予算及び決算の結果を運営委員会に報告する。
 - (4) その他の役員は、各ファミリーの定めた職務を行う。
 - (5) 役員の選任は、各ファミリーの会員の互選による。
- 3 ファミリーの構成員および支援
 - (1) ファミリーは、会員をもって構成員とする。
 - (2) 元会員であった者は、ファミリーが必要と認めたときは、ファミリーの活動に参加することができる。
 - (3) 運営委員会は、ファミリーに対し、通常予算から支援することができる。
- 4 新ファミリーの設立と準ファミリー
 - (1) 会員は、いつでも新しいファミリーを立ち上げることを提案することができる。
 - (2) 新しいファミリーを立ち上げることを提案する場合、提案者は、以下の事項を決定して、運営委員会の承認を求める。
 - ①ファミリーの名称
 - ②責任者
 - ③設立の趣旨
 - ④目的とするボランティア活動
 - ⑤責任者を含めて5人以上の発起人名簿
 - ⑥その他提案者が必要と考える事項
 - (3) 運営委員会の承認を受けたファミリーは、準ボランティア・ファミリー（以下「準ファミリー」という。）として活動することができる。
 - ア 準ファミリーは、設立されてから3か月以上経過したときは、運営委員会に対して、その活動実績を報告した上で正式なファミリーとして承認するよう求めることができる。
 - イ 準ファミリーが、設立後1年以内に、アに定める運営委員会に対する活動実績の報告及び

正式なファミリーとしての承認を求めないときは、運営委員会の決定により当該準ファミリーを廃止することができる。

ウ 運営委員会が必要と認めたときは、準ファミリーに対して予算を配分をすることができる。

5 ファミリーの廃止

- (1) 運営委員会は、以下の場合には当該ファミリーを廃止を決定することができる。
 - ①ファミリーを構成する会員がまったくいなくなったとき
 - ②ファミリーが1年間全く活動を行わなかったとき
 - ③ファミリーの活動がパートナーズの趣旨に反すると認めたとき
- (2) 運営委員会がファミリーの廃止を決定したときは、ファミリーは直ちに解散する。

平成23年(2011年)5月21日制定

書面による臨時総会に関するパートナーズ規則

- 1 書面による臨時総会(以下「書面総会」という。)は、以下の手続による。
- 2 書面総会の招集
 - (1) 運営委員会は、書面総会において議決すべき事項および会員が議決に関する投票をすべき期間を定める。
 - (2) 会長は、前項によって定められた内容を記載した書面(以下「議決書面」という。)および議決に関する投票用紙を各会員に配付する。
 - (3) 会長が議決書面および投票用紙を発送した時点で、書面総会を招集したものとする。
- 3 書面総会の議決
 - (1) 会員は、議決書面に定めた期間内に、投票用紙を本校に送付して意見を表明する。
 - (2) 会長は、議決書面に定めた期間が満了した時点で、会員から返送された投票用紙(以下「投票書面」という。)を集計する。
 - (3) 書面総会の定足数は、会員から本校に返送された投票書面の数によって決する。
 - (4) 書面総会の議決は、投票書面に記載された内容によって決する。
- 4 書面総会の結果報告
 - (1) 会長は、書面総会の結果を、速やかに、会員に報告しなければならない。
 - (2) 前項の会員に対する報告は、書面総会の結果を記載した書面を各会員に書面を配付する方法による。

平成23年(2011年)5月21日制定